

12月は市税・保険料の滞納整理強化月間です!!

納税は義務です!! 納め忘れはありませんか?

福祉や医療、教育などの様々な公共サービスは、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに欠かせません。税・保険料は、これらのサービスを行ううえで非常に大切な財源ですが、滞納すると行政サービスの提供に支障を来すことがあります。

そこで市税・保険料の収納率の向上を図るため、12月は滞納整理強化月間として県内全市町村と県が連携して、一斉に徴収の強化に取り組みます。

○納期内の納付にご協力を!

市税・保険料の納付は期限内の自主納付が原則です。

未納となっている人には、文書などにより催告を行います。

催告にも応じていただけない場合は、税負担の公平性を確保する観点から納税の義務を果たしていただくため、財産の差押えなどの滞納処分を行います。

※差押える財産には、不動産、給料、預貯金、自動車、動産、賃貸料、売掛金、生命保険金などさまざまなものがあります。

○納付できない事情があるときは

災害や盗難、本人・ご家族の病気、事業の休廃止、失業、多重債務など、やむを得ない事情により納付が困難な場合は、一人で悩まずお早めにご相談ください。

生活状況等を踏まえ、納付計画を立てていきます。

○安心・便利な口座振替をご利用ください。

納期限日に指定の預貯金口座から自動的に振替ができます。

納付忘れや納付のために出かける手間を省くことができるので、非常に便利です。

ご利用の金融機関及び税務課窓口で手続きができますので、ぜひご利用ください。

(預貯金通帳及び通帳届出印が必要です。)

市税等の納付相談窓口開設のお知らせ

◎仕事等により金融機関や市役所税務課窓口で納税等のできない方を対象に、下記の日程で、税務課の窓口を開設しますので、是非ご利用ください。

記

12月10日(木) 17:00~20:00

12月13日(日) 9:00~12:00

12月24日(木) 17:00~20:00

納付の可能な市税等 ~ 市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税・介護保険料
後期高齢者医療保険料

※来庁の際は、市役所別館入口(金融機関のATM設置側)をご利用ください。

※納税以外の相談や申告については対象外です。

●問い合わせ先 / 税務課 収納対策班 ☎82-9512(直通)